

北広島市行財政構造改革・実行計画

(平成 19 年度改訂版)

平成 20 年 3 月

目 次

1	行財政構造改革・実行計画の見直しにあたって	1
2	市政を取り巻く環境変化	1
3	たゆみない改革の必要性	2
4	「行財政構造改革大綱」の基本目標	3
5	実行計画の実施期間	3
6	実行計画の進行管理	3
7	長期財政推計（平成 20 年度～26 年度）	4
8	財政改善の目標	6
9	具体的な改革事項	7
◆	用語解説	15

1 行財政構造改革・実行計画 見直しの経過について

北広島市は平成 8(1996)年度に「行政改革大綱」を策定し、時代に即応した施策展開や行政運営などを目標として、改革に取り組んできました。また、13(2001)年度には「地方分権時代における行政改革の推進方策」を定め、「市民主体の個性的で総合的な行政システムの構築」を目指して改革を進めてきました。

その後、行財政環境が急激に変化していく中で、市民の視点に立った新たな行財政運営を行うため、15(2003)年度から新たな行財政構造改革の検討を開始し、17(2005)年3月に民間有識者による行財政構造改革委員会から提言を受けて、同年5月に行財政構造改革大綱を策定しました。さらに同年10月、この大綱に基づき110項目の改革事項を掲げた行財政構造改革・実行計画を定めました。

以来、行財政構造改革に取り組んできましたが、自治体を取り巻く税制などの環境が変化してきたことや市の第3次実施計画策定に伴い、長期財政推計の見直しが必要となりました。実行計画についても、特に市民生活に影響を及ぼす改革では調査・検討や市民への周知と理解を得るための期間を長くするなどにより当初の取組予定を修正したり、法律や制度の改正により取組内容を修正するなどの状況変化があるため、実行計画を見直すこととしました。その結果、複数の改革項目で実施予定時期を修正したほか、2項目を改革停止、1項目を追加しました。

なお、実行計画は大綱の下で行財政構造改革を展開するときの羅針盤であるため、あくまでも現行計画を基本としながら、改革を着実に推進するための軽微な見直しとなりました。

2 市政を取り巻く環境変化

(1) 少子高齢化の急速な進行

少子高齢化が一層進行するなかで、今後は税を負担する層が減少するとともに公共サービスのニーズや対象者が増加していきます。本市でも、少子高齢化が進行することにより、保健・医療・福祉・介護・生涯学習などの行政需要が増大し、今後も厳しい財政運営が求められるものと考えます。

(2) 低成長経済の定着と財政構造の変化

平成20年版「地方財政の状況」(総務省・20年3月)によると、地方財政は7年連続で歳入・歳出とも縮減しており(*)、この厳しい財政状況の中で北海道も財政再建に向けた取り組みを進めています。(* URL= http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080304_1.pdf)

本市においては、主な収入である市税は人口増加や住宅建築などの増加により伸びると考えられますが、減価償却費の見直しや地価下落に伴い法人市民税、固定資産税(土地)が微増となるため、全体としては小さな伸びしか見込めない状況です。さらに、国が歳出削減に引き続き取り組むことから交付税の減少は避けられない状況にあります。

また、支出については、市職員数の削減や給与の見直し、大型建設事業の抑制などにより人件費や公債費は減少しますが、扶助費（高齢福祉・児童福祉・生活保護などの費用）の増加が見込まれるため、依然として厳しい環境に置かれていることに変わりはありません。

こうした諸情勢を踏まえて新たに計算した本市の財政推計（20～26年度）は、もし行財政構造改革を実施することなく財政運営を続けていけば、過去3ヵ年の改革効果を合わせても、今後の財政収支になお不足額が生じる状況を示しています。（「7 長期財政推計」参照）

(3) 地方分権と市民協働

いわゆる「地方分権推進一括法」の施行（平成12(2000)年4月）は、自治体が自らの責任において地域の課題に取り組む時代の始まりを告げるものでした。自治体は、住民の意見を生かし、自らの判断で計画をつくり、その地域の特性にあった独自の行政を推進していくことが求められています。

本市では、地域ごとの細やかな施策や地域の自主性を生かした施策を展開するために、行財政構造改革の中で「市民参加条例等の策定」や「公益活動団体との協働の指針策定」、「公募型補助金の導入」などの準備を進めてきました。市民と行政が対等なパートナーとなり、事務事業などを共通の目線で見直し、市民と行政の役割分担を明らかにしていくことにより、新しいまちづくりの姿が浮かび上がってきます。

3 たゆみない改革の必要性

地方自治体を取り巻く環境が厳しさを増す中で、財源対策、少子高齢化対策、経済・雇用対策など新たな課題が次々と発生しています。また、この改革が始動してから国のいわゆる三位一体改革に伴い税制が大きく変わったほか、様々な事業に関連する法改正などが進み、市財政や施策に影響を及ぼし始めました。

このような環境の変化にも柔軟に対応できるよう体質を改善しながら、市民参加型の地方分権社会を作り上げるため、市民に開かれた主体的な行財政運営を目指し、日々たゆまず改革を推進していくことが必要です。この実行計画に掲げた一つひとつの改革項目において「実施」段階は通過点にすぎず、実施した改革をさらに充実・拡大しながら継続していくことなしに、行財政構造改革の推進は成しえません。

この改革は、経費削減や事務事業の簡素化に止まらず、行政への市民参加、公益活動団体との協働、政策評価と情報公開など、行政運営システムを構造的に改革することを目指しています。昨今の厳しい行財政環境を、市民と行政の新しい関係を築く機会ととらえ、行政と市民が英知と実行力を結集し、活力あるまちづくりを進めます。

4 「行財政構造改革大綱」の基本目標

行財政構造改革は、次の4項目を基本目標として、行財政システム全般についての改革・改善を推進します。

(1) 政策評価の推進

成果を重視する行政運営への転換、情報公開による政策の透明性と説明責任の確保、職員の意識改革や政策形成能力の向上を図るため、政策評価を推進し、計画(Plan)→実施(Do)→評価(Check)→改善(Action)という行政運営サイクルの確立を目指します。評価結果は、施策や事業の改善や選択等に活用し、市民に公表していきます。

(2) 市民参加・協働の推進

市民が行政に参加する制度や公益活動団体との協働の基本方針などを市民とともに策定し、市民との協働社会の実現に向けて、各種の方策を実施します。また、その前提として、行政情報を分かりやすく積極的に市民に提供することにより、市民と行政との情報の共有を促進します。

(3) 健全な財政運営の推進

市民生活に必要な行政サービスの水準を確保していくためには、財政の健全性を維持することが重要です。このため、市民負担の公平性も視野に入れて財源確保の方策を総合的に実施していきます。また、より効率的な行財政運営を図るため、コスト意識に基づいた民間経営の改革手法や発想の活用方策を導入していきます。

(4) 行政運営システムの改革の推進

市民とともにまちづくりを進めるため、従来の行政運営システムを根本的に見直す必要があります。効率的で質の高い行政サービスの提供や、簡素で効率的な行政組織、職員数の適正化、地方分権時代の行政課題に的確に対応できる市職員の育成などについて改革を進めます。

5 実行計画の実施期間

実行計画は平成17(2005)年度から26(2014)年度までの10年間を実施期間とし、17(2005)年度から21(2009)年度までの前期5年間で具体的な改革を集中的に実施することとしています。

6 実行計画の進行管理

個別の改革項目ごとに毎年度進行状況を把握して、実施する上での課題を早期に発見して解決方法を検討するとともに、改革の進行状況を公表していきます。

また、社会・経済状況の変化、国や道の制度改正などにより、改革項目の見直しを行う必要が生じた場合には、項目の追加や変更などを行いながら、改革を実行していきます。

7. 長期財政推計（平成 20 年度～26 年度）

これまでも人件費・公債費および建設事業などで支出の削減・抑制を継続的に行い、効率的な財政運営に努めてきました。しかし、今後は扶助費などの福祉経費が増加するにもかかわらず、税の伸び悩みや交付税の減少などが予想されます。

そこで、平成 20 年度予算をベースとし、行財政構造改革・実行計画の期間である 26 年度までの財政推計を行いました。

推計では現行の税財政制度がそのまま推移すると仮定し、下記の条件で試算を行った結果、次表「長期財政推計（20 年度～26 年度）」のように、26（2014）年度までの財源不足額の累計としておよそ 34 億円が見込まれる状況となっています。

なお、近年は地方税財政制度が大きな変革の時期にあることから、制度改正を注視しながら財政推計の見直しを行っていきます。

◆長期財政推計の条件

長期財政推計の平成 20 年度は予算額を計上し、21 年度以降は現行制度を基本としながら過去の収支実績などを考慮して推計を行いました。

1. 歳入

①市 税～市民税は緩やかな人口増加により個人市民税が微増。固定資産税は地価の下落により減少しますが、新築住宅の建設などにより一定程度の伸びが見込まれるため増加。市税全体では、増加するものと見込んでいます。

②交付税～現在の地方財政計画における交付税の考え方を基本とし、19 年度に創設された地域再生対策費を含めて積算していますが、交付税全体では減少するものと見込んでいます。

2. 歳出

①人件費～第 3 次定員適正化計画（20～24 年度）に基づき積算し、減少するものと推計しています。

②扶助費～生活保護、障がい福祉、医療給付などは、引き続き対象者が増加するものと推計しています。

③公債費～第 3 次実施計画に計上した起債発行を行っても、既存の公債費の償還が進むため減少するものと推計しています。

④普通建設事業費

～第 3 次実施計画事業を計上。23 年度以降は一定額で推計しています。

3. その他

21 年度以降、繰越金・基金取崩しなどの財源対策は見込んでいません。

長期財政推計（平成20年度～26年度）

（単位：百万円）

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		
		うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源	
収入	市税	7,632	7,632	7,619	7,619	7,721	7,721	7,773	7,773
	地方譲与税等交付金	1,277	1,277	1,320	1,320	1,308	1,308	1,307	1,307
	地方交付税（臨財債含む）	3,839	3,839	3,703	3,703	3,559	3,559	3,591	3,591
	国庫支出金・道支出金	3,297	-	3,375	-	3,765	-	3,385	-
	地方債（臨財債除く）	845	-	860	-	1,671	-	800	-
	その他	1,161	171	785	27	785	27	785	27
	収入合計	18,051	12,919	17,662	12,669	18,809	12,615	17,641	12,698

	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		
		うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源	
支出	人件費	4,707	4,465	4,654	4,449	4,642	4,438	4,498	4,300
	扶助費	2,992	983	3,101	1,056	3,187	1,077	3,367	1,117
	公債費	2,293	2,118	2,296	2,212	2,236	2,152	2,223	2,143
	小計（義務的経費）	9,992	7,566	10,051	7,717	10,065	7,667	10,088	7,560
	普通建設事業費	1,476	1,230	1,532	1,288	1,568	1,318	1,571	1,316
	繰出金	2,112	408	2,356	500	3,502	466	2,260	480
	その他	4,471	3,715	4,364	3,727	4,421	3,798	4,429	3,809
	支出合計	18,051	12,919	18,303	13,232	19,556	13,249	18,348	13,165

一般財源不足額 H20 **0** H21 **△ 563** H22 **△ 634** H23 **△ 467**

（単位：百万円）

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源	
収入	市税	7,736	7,736	7,839	7,839	7,918	7,918
	地方譲与税等交付金	1,306	1,306	1,302	1,302	1,298	1,298
	地方交付税（臨財債含む）	3,667	3,667	3,516	3,516	3,397	3,397
	国庫支出金・道支出金	3,409	-	3,434	-	3,457	-
	地方債（臨財債除く）	800	-	800	-	800	-
	その他	785	27	785	27	785	27
	収入合計	17,703	12,736	17,676	12,684	17,655	12,640

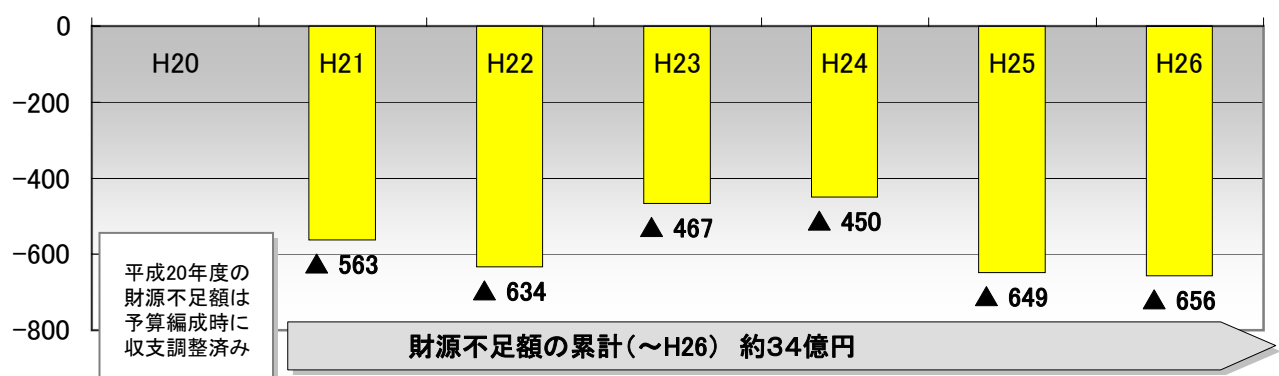
	平成24年度		平成25年度		平成26年度		
		うち一般財源		うち一般財源		うち一般財源	
支出	人件費	4,409	4,215	4,469	4,272	4,317	4,127
	扶助費	3,476	1,139	3,593	1,165	3,715	1,193
	公債費	2,240	2,164	2,239	2,162	2,251	2,174
	小計（義務的経費）	10,125	7,518	10,301	7,599	10,283	7,494
	普通建設事業費	1,608	1,347	1,645	1,379	1,685	1,411
	繰出金	2,260	480	2,260	480	2,260	480
	その他	4,468	3,841	4,483	3,875	4,519	3,911
	支出合計	18,461	13,186	18,689	13,333	18,747	13,296

財源不足累計額
H20～26

一般財源不足額 H24 **△ 450** H25 **△ 649** H26 **△ 656** **△ 3419**

（百万円）

長期財政推計による財源不足の推移



8 財政改善の目標

平成20年度から26年度までの財政推計で見込まれる約34億円の財源不足額を解消し、財政の均衡を保つためには、行財政構造改革を着実に推進する必要があります。

この実行計画では20年度予算をベースとして、実行計画を実施することによる26年度までの改革改善の効果額を約29億円と見込んでいます。（下表）

これを一つの目標とし、すでに実施済みの改革では効果を継続させ、未実施の改革は計画どおりに推進するとともに、定期的な進行管理を通して財源不足額を解消していきます。

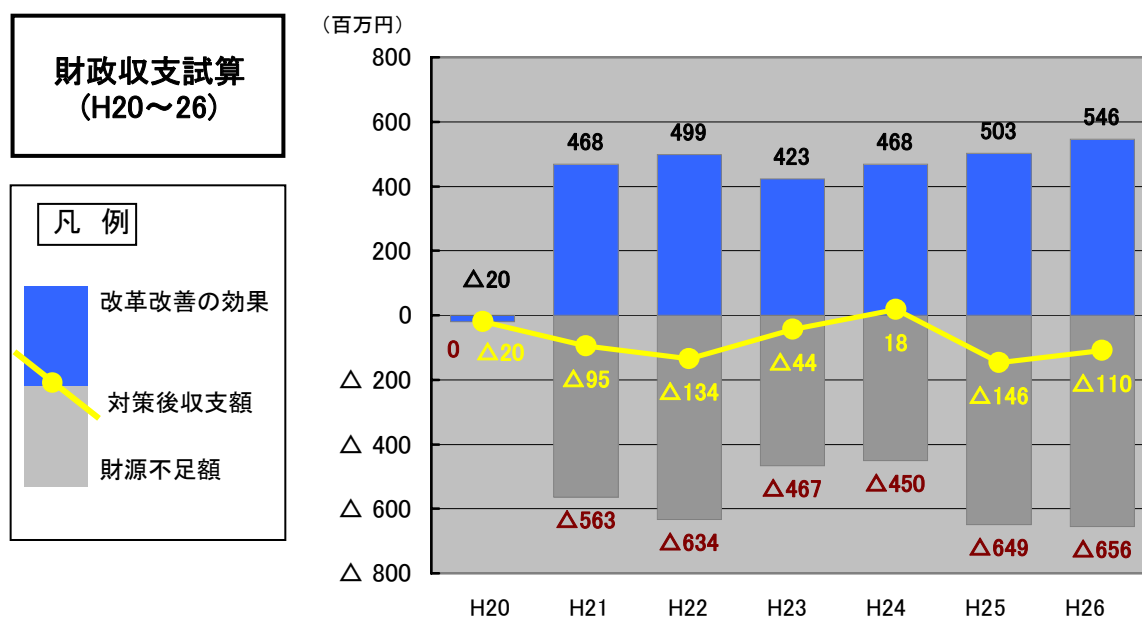
平成26年度までの財政収支試算

（単位：百万円）

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	合計
財源不足額 (A)	0	563	634	467	450	649	656	3419
負担金・補助金の見直し	0	16	17	17	17	17	17	101
事業の見直し等	0	36	23	△ 34	△ 43	△ 54	△ 45	△ 117
職員数の適正管理	0	32	69	103	147	193	227	771
改革に要する経費 *	△ 82	△ 100	△ 105	△ 139	△ 129	△ 129	△ 129	△ 813
支出の削減効果 ①	△ 82	△ 16	4	△ 53	△ 8	27	70	△ 58
受益者負担等の見直しによる収入の増加 ②	62	134	145	126	126	126	126	845
小計 (①+②) (B)	△ 20	118	149	73	118	153	196	787
施策の重点化等 * (C)	0	350	350	350	350	350	350	2100
改革改善の効果 (B+C)	△ 20	468	499	423	468	503	546	2887
対策後収支額 (B+C-A)	△ 20	△ 95	△ 135	△ 44	18	△ 146	△ 110	△ 532

*「改革に要する経費」とは、行政サービスの向上や電子自治体の構築などの改革に要する経費です。

*「施策の重点化等」とは、施策の優先順位付けによる事業費の見直しや予算執行での節約などによる効果を表します。



3-(3) 受益者負担の見直し

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)			実施予定年度						担当課			
			17	18	19	20	21	22	23	24	25		26		
29	無料施設の有料化	利用料が無料となっている公共施設について、管理コストや利用実態等の検証により利用者負担のあり方を見直し、有料施設への転換を行う。	○	○	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	総務課
30	有料施設の使用料見直し	公共施設の管理コストや利用実態等の検証により利用者負担のあり方を見直し、適正な使用料への改定を行う。	○	○	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	総務課
31	家庭ごみの減量化・有料化	家庭系廃棄物の処理について、市民への情報提供を積極的に行いながら、徹底したごみの分別などにより減量化を進めるとともに有料化を実施する。	○	○	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	廃棄物対策課
32	手数料の見直し	各種手数料のコスト等の状況を検証し、適正料金への見直しを行う。	○	○	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	総務課
33	受講料・参加料の見直し	各種スポーツ教室等の受講料などについて受益者負担の見直しを行う。	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	体育課
34	学童クラブ運営事業の見直し	利用者負担のあり方を検討し、受益者負担を導入する。	○	○	▲	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	児童家庭課
35	機能訓練教室事業の見直し	機能訓練教室事業の送迎費用の一部に、自己負担の制度を導入する。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	高齢者支援課
36	下水道管理図面頒布費用の見直し	地図情報の図面印刷サービスに係る経費について頒布費用の見直しを行う。	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	下水道課
37	学校開放事業の見直し	学校開放は市民に開かれた学校として利用が定着している。今後は、人件費や維持管理費の面から受益者負担と運営システムについて見直しを行う。	○	○	○	○	○	○	●	→	→	→	→	→	体育課
38	三市交流事業の見直し	札幌市厚別区、江別市、北広島市の三市交流を市民主導の交流事業に育て、参加者負担の検討を行う。	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	政策調整課

3-(4) 財源確保の取組み

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)			実施予定年度						担当課			
			17	18	19	20	21	22	23	24	25		26		
39	市税の徴収体制の強化	夜間や休日の電話催告の強化実施、管理職を含めた徴収業務支援体制の強化、滞納管理システムの導入などにより、未納者への早期対応を行う体制をとる。	▲	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	納税課
40	市税の納付方法の拡大	コンビニエンスストアでの収納取扱いを含め、口座振替の促進や収納方法の拡大を進める。	○	○	○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	納税課
41	悪質滞納者への対応の強化①	行政サービスの制限等を盛り込む悪質滞納者に対する特別措置条例等について検討する。	○	○	○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	納税課
42	悪質滞納者への対応の強化②	財産差押え等の執行強化など、滞納者に対する対応を強化する。	▲	▲	▲	▲	→	→	→	→	→	→	→	→	納税課
43	公共物等への有料広告の掲載	自主財源を確保するため、市の印刷物や公共施設への有料広告の掲載基準を策定し、収入増加を図る。	○	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	契約課
44	法定外税導入の検討	新たな行政課題への対応や市独自の施策を展開するための財源確保策として、法定外目的税*など新税の導入を検討する。	○	○	○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	税務課
45	未利用市有地の処分	未利用市有地の処分等を計画的に実施する。また、地域のまちづくりを促進するため、土地利用の提案を募集し、土地を賃貸するなどの方策を検討する。	▲	▲	▲	▲	→	→	→	→	→	→	→	→	契約課

番号	改革項目	実施内容	(実績)			実施予定年度						担当課			
			17	18	19	20	21	22	23	24	25		26		
60	職員研修業務の委託	効果的で効率的な職員研修とするため、外部委託等を促進する。	▲	●	→										職員課
61	庁内LAN [※] システム管理の委託	庁内LANシステム管理のうち現在直営業務の委託を実施する。	▲	▲	▲	▲	→								情報推進課
62	給食センター業務の委託拡大	給食センターのボイラー業務の委託を行う。	●	→											給食センター
63	水道開閉栓業務委託事業の見直し	現在の水道開閉栓業務委託の業務内容に、職員が対応している漏水等の異常水量に対する現地調査業務等を新規に加えるなど委託業務範囲を拡大する。	○	○	○	○	→								業務課
64	土木維持管理業務の委託	土木維持管理の委託業務の統合化や現行直営業務の委託化を進める。	▲	▲	●	→									土木事務所
65	芸術文化発表支援事業の見直し	市民文化活動の展示会の運搬等の支援をしているが、今後は、市民主導の自立した活動へと移行していく。	○	○	○	○	→								社会教育課
66	脳障がい者等の地域交流会事業の見直し	公益活動団体 [※] が主催できる可能性があり、実施主体を見直す。	○	▲	■										高齢者支援課
67	広報紙作成の委託等	広報きたひろしまの作成発行業務を民間委託又は市民協働型により実施する。	○	○	○	▲	●	→							情報推進課
68	公園・緑地、パークゴルフ場への指定管理者制度 [※] 活用	公園・緑地、パークゴルフ場の管理において指定管理者制度 [※] を活用する。	○	○	▲	●	→								都市整備課
69	総合体育館の委託等	総合体育館業務の委託拡大又は指定管理者制度 [※] の活用により、施設の管理運営やスポーツ教室などの事業を委託等の手法で実施する。	○	○	▲	●	→								体育課
70	上下水道料金収納業務委託事業の見直し	上下水道料金収納の委託料について、歩合制の課題も含めて内容を見直す。	○	○	○	○	→								業務課
71	各種スポーツ教室開催事業の見直し	市民ニーズを的確に把握し、事業の実施主体を各種市民団体等へ移管する。	○	○	▲	▲	→								体育課
72	児童センター管理運営の委託等	児童センターの管理運営業務の委託又は指定管理者制度 [※] の活用を行う。	▲	▲	▲	▲	●	→							児童家庭課
73	市立保育園の民営化	市の基幹となる保育園を残しながら市立保育園の民営化を進めることとし、当面平成19年度に4園のうち1園の民営化を行う。	▲	▲	▲	▲	▲	▲	●	→					児童家庭課
74	市営住宅管理の委託等	市営住宅と併設の駐車場管理業務の委託化又は指定管理者制度 [※] の活用を行う。	○	○	○	○	→								建築課
75	学童クラブ運営方法の見直し	市民の参加・協働による自主的、弾力的な学童クラブの運営を目指し、委託化を含め運営方法を見直す。	○	▲	▲	▲	→								児童家庭課
76	土木積算・施工管理業務の委託	土木積算や土木施工管理業務の外部委託を実施する。	○	○	○	○	→								都市整備課
77	下水処理センター管理の委託等	下水処理センター管理業務の包括業務委託を行う。	○	○	▲	●	→								下水道課
78	図書館業務の委託の拡大	図書館業務について外部委託を拡大する。	○	○	●	→									図書館
79	フレンドリーセンター運営事業の充実	より多くの方が参加できるよう事業内容を見直すとともに、運営委員会による自主運営へと移管する。	○	○	■										社会教育課
80	芸術文化ホール管理等の委託等	芸術文化ホール管理等の委託業務の拡大又は指定管理者制度 [※] の活用を行う。	○	○	▲	▲	→								芸術文化ホール
81	消防業務の領域の見直し	現在市長部局で行っている業務の一部を消防において担当することを検討する。	○	○	○	○	→								消防本部総務課

番号	改革項目	実施内容	(実績)			実施予定年度						担当課	
			17	18	19	20	21	22	23	24	25		26
82	消火栓維持業務等の委託の検討	消防業務を全般的に検証し、消火栓維持業務など外部委託可能な業務を検討する。	○	○	○	○	→	→	→	→	→	→	消防署消防課
83	消防の本部業務の広域化の検討	消防の本部業務（事務、通信、指令）について広域化の検討を行う。	○	○	○	○	→	→	→	→	→	→	消防本部総務課
84	水道業務の広域化の検討	石狩東部広域水道企業団（北広島・江別・千歳・恵庭・北海道・長幌上水道企業団で構成）から現在用水を購入しているが、末端給水も含めて企業団が広域的に処理する方策を検討する。	○	○	○	○	→	→	→	→	→	→	業務課

4-（3）簡素で効率的な行政組織

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)			実施予定年度						担当課	
			17	18	19	20	21	22	23	24	25		26
85	行政組織の改編	「簡素で効率的」「分かりやすい」「政策形成、施策実現可能」という視点で見直しを行い、行政組織の改編を実施する。	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	職員課
86	契約事務の一元化	水道部業務課の工事に関する契約事務を、契約課に事務委託し効率化を図る。	●	→	→	→	→	→	→	→	→	→	契約課
87	給排水設備の完了検査の統合	業務課の給水設備、下水道課の排水設備の完了検査を統合する。	○	○	○	○	→	→	→	→	→	→	業務課

4-（4）職員数の適正管理、人事・給与制度の見直し

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)			実施予定年度						担当課	
			17	18	19	20	21	22	23	24	25		26
88	職員数の削減	平成18年度に定員適正化計画を見直し、業務の民間委託や民営化、行政組織のスリム化等を推進することにより、現在523人の職員数を今後10年間で15%（80人程度）削減する。	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	→	職員課
89	給与制度の見直し	大幅な改革が見込まれる国と地方の公務員制度の内容を考慮し、本市の職員給与制度の見直しを実施する。	○	○	●	→	→	→	→	→	→	→	職員課
90	特殊勤務手当の見直し	特殊勤務手当の必要性等を検証し、見直しを行う。	○	○	●	→	→	→	→	→	→	→	職員課
91	時間外勤務の縮減	職員の適正配置、業務の一層の効率化を図り、時間外勤務縮減の取組を強化する。	▲	▲	▲	▲	→	→	→	→	→	→	職員課
92	民間企業等経験者の採用	今後の職員の年齢構成を考慮しながら、豊富な知識を身につけた民間企業等経験者の採用を行う。	▲	▲	▲	▲	→	→	→	→	→	→	職員課
93	任期付職員採用制度 [※] の導入	専門的な行政課題や一定期間に終了する業務に対応するため、任期付職員採用制度を導入する。	○	○	○	○	→	→	→	→	→	→	職員課

4-（5）人材育成の推進

●実施 ▲一部実施 ○調査検討 →継続

番号	改革項目	実施内容	(実績)			実施予定年度						担当課	
			17	18	19	20	21	22	23	24	25		26
94	人材育成の充実	人材育成基本方針を改訂し、市職員の能力と個性を最大限に生かす人材の確保、開発、活用、評価の導入など人材育成を充実する。	○	○	○	●	→	→	→	→	→	→	職員課
95	目標管理手法 [※] や人事考課制度 [※] の導入	目標管理手法や人事考課制度を導入し、職員の能力を最大限に発揮できる仕組みをつくる。	○	○	○	▲	●	→	→	→	→	→	職員課
96	職員の人材活用の促進	育成型ジョブローテーション [※] や複線型人事制度 [※] を導入し、職員の適性を見極めながら人材を活用するとともに、専任職や専門職を養成する仕組みを構築する。	○	○	○	○	→	→	→	→	→	→	職員課
97	職員の政策形成能力の向上	研修の充実などにより、職員の政策形成能力と説明責任意識をさらに向上させていく。	▲	▲	●	→	→	→	→	→	→	→	職員課

【別表1】 No.20 補助金廃止の検討

番号	名 称	廃止の理由	実績			実施予定			担当課
			17	18	19	20	21	22	
1	暴力追放運動推進団体補助金	市民による暴力追放運動が定着しており、補助金の目的を達成している。	●						市民生活課
2	納税貯蓄組合連合会補助金	口座振替納付の普及や個人情報の保護など、補助制度開始当時とは異なる納税環境にあり、補助金の目的を達成している。	○	●					納税課
3	納税貯蓄組合補助金	口座振替納付の普及や個人情報の保護など、補助制度開始当時とは異なる納税環境にあり、補助金の目的を達成している。	○	●					納税課
4	母子寡婦二しの会補助金	会員の固定化が進んでおり、補助団体の活動が市内全体の母子家庭に波及していないため、補助金の効果がない。	○	●					児童家庭課

【別表2】 No.21 運営費補助から事業費補助への切替え

番号	名 称	内 容	実績			実施予定			担当課
			17	18	19	20	21	22	
1	北広島市職員福利厚生会交付金	この15項目の補助金・交付金については、補助金の使途の透明性や適正な執行を図るため、運営費補助を事業費補助へと切り替える。	○	▲	▲	▲	●		総務課
2	生活学校補助金		○	●					市民生活課
3	防犯活動団体補助金		○	●					市民生活課
4	北広島市衛生団体連合会補助金*		○	■					環境課
5	老人クラブ運営費補助金		○	○	○	○	○	○	高齢者支援課
6	北広島市身体障がい者福祉協会補助金		○	○	○	○	▲	●	福祉課
7	北広島市障がい児・者を持つ親の会補助金		○	○	○	○	▲	●	福祉課
8	北広島市聴力障がい者協会補助金		○	○	○	○	▲	●	福祉課
9	小規模事業指導推進費補助金		○	○	●				商業労働課
10	消防団運営費補助金		○	○	○	▲	●		消 防
11	小中学校校長会補助金		○	●					管理課
12	小中学校教頭会補助金		○	●					管理課
13	北広島市教育研究会補助金		○	●					管理課
14	青少年健全育成連絡協議会補助金		○	○	○	▲			青少年課
15	北広島市PTA連合会補助金		○	○	●				青少年課

【別表3】 No.22 補助団体への事務局の移管

番号	名 称	内 容	実績			実施予定			担当課
			17	18	19	20	21	22	
1	北広島市衛生団体連合会補助金*	この6項目の補助金・交付金を受けている団体では、自ら事務局を担わずに市や教育委員会が事務局を担っている。今後、各団体と協議を進め、団体の自立を促しながら、事務局の移管を進める。	○	■					環境課
2	北広島市観光協会補助金		○	○	○	○	●		商業労働課
3	輪厚川と親しむ会交付金		○	●					都市整備課
4	消防団運営費補助金		○	○	○	○	○	▲	消 防
5	芸術文化ホール運営委員会交付金		○	○	○	○	○	○	芸術文化ホール
6	図書館フィールドネット交付金		○	●					図書館

* 北広島市衛生団体連合会は平成19年3月で解散した。

◆◆◆ 用語解説 ◆◆◆

7
p

- ※ **政策評価**

一般的には、地方自治体などが実施する政策や施策、事務事業について、その成果や進行状況を把握し、実施結果を評価することによって、現在の政策などの見直し、新たな政策などの企画立案に活かす制度のこと。
- ※ **事務事業、施策**

政策体系は、政策を頂点とする政策、施策、事務事業からなるピラミッド構造になっており、それぞれは目的と手段の関係からなっている。政策は北広島市総合計画の「節」に相当するもので、施策は政策を実現するための取り組み方針であり、事務事業は施策の目的を達成するための具体的な方法・手段となっている。
- ※ **ミニ市場公募債**

市が行う大きな公共事業には一時的に多額のお金がかかるため、市では借金である市債を発行して資金を調達している。住民参加型ミニ市場公募債は、販売地域を限定し使い道を明らかにして地域の皆さんから資金を調達するものである。市債を購入することで市民の皆さんに市政に関心を持ってもらうとともに、まちづくりに参画してもらうことができる。
- ※ **電子会議室**

インターネットのホームページ上に設置した電子掲示板などを使って意見や情報を交換する仕組みのこと。時間や場所にとらわれずに参加できることから、市民意見を聴取したり、市民参加を促進する目的で設置する地方自治体が増えている。

8
p

- ※ **公益活動団体**

市民などが主体となった、営利を目的とせず公益的課題の解決を目的とする自立的な団体をいう。市では、社会的使命のための活動を行う、NPO、市民活動団体、公益法人、公益的団体などを含めて幅広く考えている。
- ※ **運営費補助**

補助を受ける団体等の経常的な維持・運営のための経費に対する補助。
- ※ **事業費補助**

補助を受ける団体等が行う個々の公益的な事業のための経費に対する補助。
- ※ **公募型補助金**

福祉、環境、文化など様々な分野で活動している市民団体に、自由な発想で市のまちづくりに役立つ公益的な事業を企画提案していただくことを意図した補助金のこと。時代の変化に対応した必要性の高い事業を選択できるとともに、まちづくりに関する市民の参加意欲を高め、新たな市民活動を促進するなどの効果を期待できる。
- ※ **一部事務組合**

市町村等の事務の一部を共同で処理するために設立される組合のこと。1市町村では対応できない、あるいは広域で取り組んだほうが効率的である、などの理由で設立されるもので、ごみ・し尿処理、消防、広域圏振興など様々な分野で設立されている。
- ※ **負担金**

市町村の事務を共同処理するために設立した一部事務組合に対して構成自治体が一定の割合で負担する費用、及び市が加入している各種団体に対する会費などの費用のこと。

9
p

- ※ **法定外目的税**

平成12年4月1日施行の地方分権一括法による地方税法改正で創設されたもので、地方税法に定められていない税目を、特定の使用目的や事業の経費とするために地方自治体が条例を定めて設ける税のこと。

10 p	※ P F I	公共施設の設計、建設、維持管理、施設の運営を民間資金やそのノウハウを活用し整備する手法。公共団体は契約期間内に標準化してその費用を支払う。
	※ 公共施設ストック計画	公共施設の計画的で適切な維持管理や、効果的な予防保全を通して長寿命化を図るとともに、今後の財政負担の軽減や公共施設の機能向上を目的として策定する計画。
	※ 指定管理者制度	平成 15 年 9 月の地方自治法の改正によりできた新しい制度で、それまで公社や町内会、農協、社会福祉協議会などの公共的団体等に限られていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができるようになった。
11 p	※ 庁内LAN	地方公共団体などの庁内統合情報通信網のこと。LAN (Local Area Network の略) とは、庁舎内などに設置されたコンピュータを接続してデータをやり取りしたり、プリンタなどの機器を共有できるようにするネットワークシステムで、電子メール機能やファイルの共有機能など、多面的な要素が一つのネットワークで統合運用されるもの。
	※ 公益活動団体	市民などが主体となった、営利を目的とせず公益的課題の解決を目的とする自立的な団体をいう。市では、社会的使命のための活動を行う、NPO、市民活動団体、公益法人、公益的団体などを含めて幅広く考えている。
	※ 指定管理者制度	平成 15 年 9 月の地方自治法の改正によりできた新しい制度で、それまで公社や町内会、農協、社会福祉協議会などの公共的団体等に限られていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることができるようになった。
12 p	※ 任期付職員採用制度	地方分権の進展に伴う地方行政の高度化・専門化に対応するため、公務部内では得られにくい専門的な知識経験を有する人材を期間を限って採用できる法律上の制度。その後の法改正で、専門的知識経験を有する者の任期付採用に加え、次の場合の任期付採用も可能になった。 ○一定期間内に業務終了が見込まれる場合 ○一定期間に限り業務量増加が見込まれる場合
	※ 目標管理手法	年度当初に、上司との話し合いにより、職場目標を踏まえた業務の推進目標を設定し、その目標に向かって自己統制によって職務を遂行し、年度末に目標の達成状況の自己評価を行うとともに、上司が評価を行うもの。
	※ 人事考課制度	職員がどのような能力を身に付け、それを職務の中でどのように発揮したのか、課題解決への貢献度、達成度はどうであったかなどを評価し、人材育成につなげる制度のこと。
	※ ジョブローテーション	職員に各分野の業務をバランス良く経験させるように、計画的、定期的に職務の異動を行うこと。
	※ 複線型人事制度	従来総合職を基本とした人事制度を見直し、職員の適性と能力に応じて総合職のみならず、専任職としても活用する人事制度のこと。